



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第57号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の（廃棄物対策課） 2
交付の対象等を定める告示

告 示**島根県告示第226号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により循環資源利用促進施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第261号）は、廃止する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金

2 補助金の交付の目的

県内で事業を行う事業者が産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設及び設備を県内で整備するために要する費用について補助金を交付し、もって環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指し、県内の産業廃棄物の発生抑制及び循環資源の循環的な利用を促進することを目的とする。

3 補助金の交付の対象となる者

県内に事業所を有する事業者であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当しない者

4 補助金の交付の対象となる事業

次のいずれかに該当する事業

(1) 県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい及びばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルに係る施設又は設備（以下「施設等」という。）の整備事業で次のいずれにも該当するもの

ア 県内に新たな施設等を設置するものであり、原則として他で使用された施設等でないこと。

イ 移動破碎等の処理のみに使用するものでないこと。

ウ 発生抑制、減量化又はリサイクルの効果が高いと認められること。

エ 設置する地域にとって必要性が高いと認められること。

オ 施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。

カ 施設等で取り扱う産業廃棄物の重量の2分の1以上が県内で排出されるものであり、その処理量が確保されることが確実であること。

キ 事業の実施に際し法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可が必要となる場合は、交付申請時においてその許可を受け、又は島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）第6条第1項の規定による協議が終了していること。

ク 補助事業を安定的かつ継続的に実施できる見通しがあること。

(2) がれき類の破碎施設の整備事業で(1)のアからクまでのいずれにも該当するもの

5 補助対象事業費

機械装置費及び設置工事費のうち知事が必要と認める額

6 補助金の額

補助対象事業費の3分の1以内で、かつ、2,000万円以下の額（算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）